

議案第十七号

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十六年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

杉並区国民健康保険条例（昭和三十四年杉並区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の四第一項第一号中「百分の二百四」を「百分の二百八」に、「百分の六十四」を「百分の六十五」に改め、同項第二号中「二万九千四百円」を「三万二百円」に、「百分の三十六」を「百分の三十五」に改める。

第十五条の四第一項第一号中「百分の二十三」を「百分の二十五」に改め、同項第二号中「九千円」を「一万八千円」に改める。

第十五条の五中「七万円」を「八万円」に改める。

第十八条の二中「七万円」を「八万円」に改め、同条第一号イ中「一万七千六百四十円」を「一万八千二百円」に改め、同号口中「五千四百円」を「六千四百八十円」に改め、同条第二号イ中「一万千七百六十円」を「一万二千八十円」に改め、同号口中「三千六百円」を「四千三百二十円」に改める。

第二十四条の四ただし書中「（同法附則第三十五条の二の四第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削り、「同法第三百十七条の二第一項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

附則第十一項中「商品先物取引」を「先物取引」に改める。

附則中第十四項を第十五項とし、第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十一項の次に次の一項を加える。

12 地方税法附則第三十五条の四の二第七項において準用する同条第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは、「先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項において準用する同条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

#### 附 則

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第十四条の四第一項、第十五条の四第一項、第十五条の五、第十八条の二並びに附則第十一項及び第十二項の規定は、平成十六年度以後の年度分の保険料について適用し、平成十五年分までの保険料については、なお従前の例による。

3 新条例第二十四条の四の規定は、平成十七年度以後の年度分の保険料について適用し、平成十六年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

保険料率を改定する等の必要がある。

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料

新 条 例	旧 条 例
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第十四条の四 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>一 所得割 百分の二百八(一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の六十五に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数)</p> <p>二 被保険者均等割 被保険者一人につき 三万二百円 (一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の三十五に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第十四条の四 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>一 所得割 百分の二百四(一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の六十四に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数)</p> <p>二 被保険者均等割 被保険者一人につき 二万九千四百円 (一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の三十六に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)</p>

2  
略

2  
略

(介護納付金賦課額の保険料率)

第十五条の四 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- 一 所得割 百分の二十五(介護納付金賦課総額の百分の五十に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数)
- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき 一万八百円(介護納付金賦課総額の百分の五十に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額)

2 略

(介護納付金賦課限度額)

第十五条の五 第十五条の二の賦課額は、八万円を超えることができない。

(保険料の減額)

第十八条の二 次の各号に該当する納付義務

(介護納付金賦課額の保険料率)

第十五条の四 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- 一 所得割 百分の二十三(介護納付金賦課総額の百分の五十に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数)
- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき 九千円(介護納付金賦課総額の百分の五十に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額)

2 略

(介護納付金賦課限度額)

第十五条の五 第十五条の二の賦課額は、七万円を超えることができない。

(保険料の減額)

第十八条の二 次の各号に該当する納付義務

者に対して課する保険料の額は、第十三条の四又は第十四条の五の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が五十三万円を超える場合には、五十三万円）及び第十五条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が八万円を超える場合には、八万円）の合算額とする。

一 世帯主及び当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）  
 現在においてその世帯に属する被保険者につき地方税法第七百三条の五第一項の規定の例により、算定した総所得金額及び山林所得金額の合算額が、同法第三百十四條の二第二項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者  
 イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額

者に対して課する保険料の額は、第十三条の四又は第十四条の五の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が五十三万円を超える場合には、五十三万円）及び第十五条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が七万円を超える場合には、七万円）の合算額とする。

一 世帯主及び当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）  
 現在においてその世帯に属する被保険者につき地方税法第七百三条の五第一項の規定の例により、算定した総所得金額及び山林所得金額の合算額が、同法第三百十四條の二第二項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者  
 イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額

被保険者一人について 一万八千二百  
十円

ロ 介護納付金賦課額に係る被保険者均  
等割額 被保険者一人について 六千  
四百八十円

二 前号に規定する総所得金額及び山林所  
得金額の合算額が、地方税法第三百十四  
条の二第二項に規定する金額に地方税法  
施行令（昭和二十五年政令第二百四十五  
号）第五十六条の八十九第一項に定める  
額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期  
日後に保険料の納付義務が発生した場合  
にはその発生した日とする。）現在にお  
いて、その世帯に属する被保険者（当該  
世帯主を除く。）の数を乗じて得た額を  
加算した金額を超えない世帯に係る保険  
料の納付義務者であつて前号に該当する  
者以外のもの  
イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額

被保険者一人について 一万七千六百  
四十円

ロ 介護納付金賦課額に係る被保険者均  
等割額 被保険者一人について 五千  
四百円

二 前号に規定する総所得金額及び山林所  
得金額の合算額が、地方税法第三百十四  
条の二第二項に規定する金額に地方税法  
施行令（昭和二十五年政令第二百四十五  
号）第五十六条の八十九第一項に定める  
額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期  
日後に保険料の納付義務が発生した場合  
にはその発生した日とする。）現在にお  
いて、その世帯に属する被保険者（当該  
世帯主を除く。）の数を乗じて得た額を  
加算した金額を超えない世帯に係る保険  
料の納付義務者であつて前号に該当する  
者以外のもの  
イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額

被保険者一人について 一万二千八十円

口 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 四千三百二十円

(保険料に関する申告)

第二十四条の四 保険料の納付義務者は、六月十五日まで(保険料の賦課期日後に納付義務が発生した者は、当該納付義務が発生した日から三十日以内)に、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他区長が必要と認める事項を記載した申告書を区長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年の所得につき、地方税法第三百十七条の二第一項の申告書が区長に提出されている場合又は当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし

書

被保険者一人について 一万千七百六十円

口 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 三千六百円

(保険料に関する申告)

第二十四条の四 保険料の納付義務者は、六月十五日まで(保険料の賦課期日後に納付義務が発生した者は、当該納付義務が発生した日から三十日以内)に、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他区長が必要と認める事項を記載した申告書を区長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年の所得につき、地方税法第三百十七条の二第一項の申告書が区長に提出されている場合又は当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし

書(同法附則第三十五条の二の四第二項の

に規定する者（同項ただし書

の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

附 則

1  
10 略

11 世帯主又はその世帯に属する被保険者が  
地方税法附則第三十五条の四第一項の事業  
所得又は雑所得を有する場合における第十  
八条の二の規定の適用については、同条中  
「及び山林所得金額」とあるのは、「及び  
山林所得金額並びに地方税法附則第三十五  
条の四第一項に規定する先物取引」に係  
る雑所得等の金額」とする。

12 地方税法附則第三十五条の四の二第七項

において準用する同条第一項の規定の適用  
がある場合における前項の規定の適用につ  
いては、同項中「先物取引に係る雑所得等

規定により読み替えて適用される場合を含

む。）に規定する者（同法第三百十七条の  
二第一項ただし書の条例で定める者を除  
く。）である場合においては、この限りで  
ない。

附 則

1  
10 略

11 世帯主又はその世帯に属する被保険者が  
地方税法附則第三十五条の四第一項の事業  
所得又は雑所得を有する場合における第十  
八条の二の規定の適用については、同条中  
「及び山林所得金額」とあるのは、「及び  
山林所得金額並びに地方税法附則第三十五  
条の四第一項に規定する商品先物取引に係  
る雑所得等の金額」とする。

15| 14| 13|  
略 略 略

の金額」とあるのは、「先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項において準用する同条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

---

14| 13| 12|  
略 略 略